

Ⅱ 調 査 の 概 要

学校基本調査（基幹統計調査）は、統計法に基づき文部科学省が地方公共団体を通じ昭和 23 年度から毎年実施している。

1 調査の目的

学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象（都道府県及び区市町村）

学校教育法第 1 条に定める幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、第 124 条に定める専修学校及び第 134 条に定める各種学校並びに認定こども園法第 2 条第 7 項に定める幼保連携型認定こども園

3 調査期日

令和 5 年 5 月 1 日現在

4 調査票の種類、調査事項及び報告義務者

調査票の種類	主 要 調 査 事 項	報 告 義 務 者
学校調査票	学校数、学級数、教職員数、在籍者数、入学者数及び卒業者数等	学校の長
学校通信教育調査票	学校数、教職員数、在籍者数、入学者数及び卒業者数等	通信課程を置く高等学校及び中等教育学校の長
不就学学齢児童生徒調査票	就学免除者、就学猶予者及び居所不明者数、死亡者数等	区市町村教育委員会
学校施設調査票	学校の土地、建物の面積等	学校設置者及び学校の長
卒業後の状況調査票	中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（中学部・高等部）卒業者の進学及び就職状況等	学校の長

5 調査方法

全数調査で自計調査の方法により実施する。学校からの回答は、「政府統計共同利用システム」によるオンライン回答提出、又は紙調査票の提出により行う。

6 調査票の配布、収集の系統

調査票の配布、収集については、私立学校、公立の幼保連携型認定こども園、専修学校及び各種学校は、東京都及び区市町村が担当し、都立学校（幼保連携型認定こども園、専修学校及び各種学校を除く）は東京都教育委員会、区市町村立の学校（幼保連携型認定こども園、専修学校及び各種学校を除く）は区市町村教育委員会が担当する。なお、国立の学校については、文部科学省が実施している。